熊谷市は三世代で支え合う家族を応援します！　令和８年度　熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業

令和８年４月１日（水）から受付開始！(申請受付順に審査し、申請が予算額に達した場合は受付を終了します。)

親世帯と子世帯が、お互い支援しあうために、市内で同居又は近居し、住宅を新築・購入や増改築（同居で500万円以上）した場合に、補助金交付対象費用の１％（市内事業者の上限額は25万円、それ以外の場合は20万円）分の地域電子マネー「クマPAY」で補助します。

申請期間

新築・購入の場合	所有権保存登記又は現在の所有者への所有権移転登記がなされた日の翌日から起算して１年以内
増改築工事（同居のみ）の場合	500万円以上の契約日の翌日から起算して１年以内

交付対象者の要件

住宅の新築・購入・増改築工事の契約をした方であって、支払いが済んでいること。

親世帯・子世帯が、市内で、同居又は近居（概ね1km以内、直線距離で1.2km以内）し、三世代以上の家族となっており、子世帯は孫（出産予定の子含む）と同居していること。

近居の特例：　所有権保存又は移転の登記がなされた日の２年前の日より後の市外からの転入を伴う新築・購入の場合は、親世帯と子世帯の距離を問わず、対象となります。
ただし、 登記後、転出があった場合は対象となりません。

近居の特例のイメージ

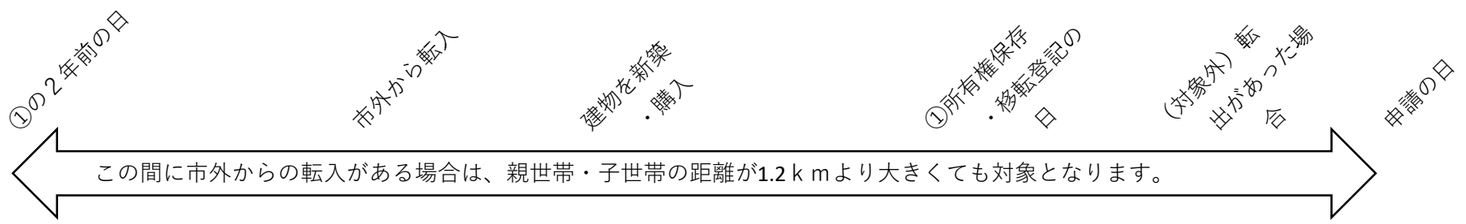

親世帯・子世帯とも、熊谷市の住民基本台帳に登録されていること。

親世帯・子世帯のいずれの住宅もそれぞれの生活の本拠地であり、補助後、5年間以上、同居又は近居の状態が続く見込みであること。

申請日において、交付対象世帯員のいずれもが他制度による公的住宅扶助（生活保護）を受けていないこと。

親世帯・子世帯の全員が、市税等（保育料・介護保険料を含む。）の滞納がないこと。

住宅の要件（新築住宅でも中古住宅でも対象となります。また、一戸建てでもマンションでも対象となります。）

同居は、親世帯と子世帯が同一の住宅又は同一の敷地内若しくは相互に隣接する敷地内にある２棟以上の住宅に居住すること。

申請する住宅は、申請者自らが居住する住宅で、親世帯又は子世帯の世帯員の所有であり、所有権保存又は現在の所有者への所有権移転が登記されていること。

同居の場合、親世帯のための専用居室が1室以上あること。

建築基準法やその他の関係法令の基準に適合した住宅であること。

以前にこの補助金を受けた住宅でないこと。

★対象者および住宅要件の詳しい内容は、補助金交付要綱をご覧ください。

手続きの流れ（申請方法、申請に必要な書類は裏面に記載しています。御確認お願いします。）

①申請	必要書類を添えて、長寿いきがい課に提出。(予算の範囲内で先着順となります。)
②審査・調査	提出いただいた書類を審査します。追加で書類を提出いただく場合があります。
③交付決定	審査後、交付決定の通知をします。要件に不備がある場合、不交付となります。
	また交付決定の通知に併せて、クマPAY付与用のQRコードまたはカードを送付します。
	①申請受付時に交付決定の通知の送付予定をお伝えいたしますので、その日中に届かなければ担当課までお問合せをお願いいたします。
④付与	予め市が指定した日に送付したQRコードまたはカードにマネーを付与します。

申請方法

申請される前に、この補助金の要件に該当するかどうかを、チェックシートを利用し、確認をしてください。申請時点で要件を全て満たしていない場合、受付できません。

指定された申請書に、必要な書類を添付し、福祉部長寿いきがい課窓口（本庁舎1階）へ提出してください。

受付は、執務時間内（土・日・祝日および12月29日から1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで）にお願いします。（郵送不可）

提出時に必要書類がそろっていない場合は、受付できませんので御注意ください。また、記入漏れにも注意してください。

申請時に必要な書類　（押印いただく書類につきましては、ゴム印やシャチハタ以外の御印鑑で押印してください。）

○**補助金交付申請書**（様式第１号）

○**誓約書及び同意書**（様式第２号）

○**世帯調査票**（様式第３号）

○**請求書**（様式第５号）

○**アンケート用紙**

（以下の書類はコピー可です。ただし、一部の書類は申請時に原本の提示をお願いします。）

○交付対象世帯員全員の続柄が確認できる書類：**戸籍の全部事項証明書など**（交付対象世帯員全員が住民基本台帳上同一世帯の場合省略可）

○**建物の登記事項証明書**（建物の建築又は購入と同時に土地を購入した場合で、土地の代金を交付対象費用に含める場合は、土地の登記事項証明書も添付）

○新築、購入及び増改築工事に要した費用が確認できる書類：**契約書**及び**領収書**　（申請時に契約内容・内訳の確認のため**契約書の原本**も御持参ください）

領収書がない場合：ローン契約書（建物の登記事項証明書に抵当権設定が登記されているもの）、金融機関での振込依頼書、通帳やインターネットバンキング取引明細等

○**位置図**（近居の場合のみ。縮尺、距離を記入）、**建物全体写真**、**建物配置図**、**建物平面図**

○**建築基準法に基づく検査済証**

○**母子健康手帳**（出産予定の方がいる場合のみ）

○その他　**担当者の名刺、パンフレット、封筒等**　（建物の建築・売買に係る主たる取引が市内事業者とあった場合で、申請金額が20万円を超える場合のみ。市内の所在地が明記されているもの。契約書、領収書等に市内の所在地が記載されている場合は必要ありません。ホームページを印刷したものの場合、印刷した日が、新築・購入の場合は所有権登記の日、同居の場合は契約の日より後の日のものは認められません。）

○**申請チェックシート**

[お問い合わせ]

福祉部長寿いきがい課（本庁舎１階）　☎ 048-524-1398

もしくは、熊谷市ホームページの「熊谷　三世代」で検索

他事業との連携（熊谷市で実施している下記の住宅関連の補助事業等を利用する方も申請可能です。どの事業もそれぞれ要件がありますので、詳細は各問い合わせ先☎へ。）

◆スマートハウス補助金：30万円（環境政策課 ☎048-536-1547）

◆再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金（環境政策課 ☎048-536-1547）

・太陽光発電システム：上限10万円　・太陽熱利用システム【自然循環型】：１万円　・太陽熱利用システム【強制循環型】：３万円

・家庭用燃料電池システム：上限５万円　・家庭用蓄電システム：上限５万円　・地中熱利用システム：上限10万円

◆省エネ家電普及促進補助金：１万円（環境政策課 ☎048-536-1547）

◆定住人口増加のための固定資産税等の課税免除（資産税課　☎048-524-1329）

新たに市内に居住する若い世代が取得した住宅の固定資産税等を一定期間免除する。